

平成 21 年度 事業計画

第 1 事業方針

1 農業・農政及び組織をめぐる情勢と課題

経済発展と人口増加、地球規模の気候変動等により食料需給ひっ迫の度合いが強まる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、最も基礎的な食料生産基盤である農地を優良な状態で確保しその有効活用を図るとともに担い手確保を通じて食料自給力の強化を図ることが最も大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、農地政策の一翼を担う農業委員会系統組織は、地域に根ざす組織として農地の有効利用と担い手確保・育成を目指す「新・農地と担い手を守り活かす運動」を通じて農業・農村の再生に全力で取り組むことが必要となっている。

(1) 食料自給率の向上と新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定への対応

国際的な食料事情の不安定化に対応するためには、中長期的に農地・水、担い手、技術などを確保し、農業の持続的な発展を図り、食料自給力を強化することが重要となっており、水田のフル活用と新規需要米の拡大が求められている。

また、食の安全と安心を確保し国民の食生活を支える生産から流通、加工、消費に至る食料供給体制を再構築するとともに、地産地消をはじめとする国産農産物の利用を拡大することが課題となっている。

これら課題に因應するため、食料自給率の目標を 50% とする新たな「食料・農業・農村基本計画」の検討と国民的議論が行われることとなっており、農業者の代表機関である農業委員会系統組織としては、地域の実情を的確に反映させるための取り組みを強化する必要がある。

(2) WTO (世界貿易機関) 等国際農業交渉への対応

WTO (世界貿易機関) ドーハラウンド (多角的貿易交渉) の合意に向けた動きが加速すると見込まれるとともに、豪州などとの二国間の経済連携協定 (EPA) による自由貿易交渉も進められている。

国民食料の 6 割を海外に依存するわが国は、途上国・新興国、食料輸入国との連携を強め、各国農業の持続的な発展を保障し地球規模の食料総生産を増大させるためのルールづくりを進めるとともに、農産物過剰時代の交渉の枠組みを改めることが不可欠である。

このため、わが国の農業保護水準 (農業補助金や関税水準など) が高いとする誤った認識を変える上で、国民の農業・農政理解を深める努力が重要となっている。

(3) 農地制度の改革と農用地の確保及び有効利用

「農地改革プラン」に沿って、農地総量を確保するための農地転用規制を強化する一方で、貸借による農業参入を拡大し農地利用を促進するため、賃借権等設定の要件を緩和することとされている。

貸借規制の緩和に当たっては、地域の家族農業経営や農業生産法人など担い手の育成と農地の適切な利用に支障を及ぼさないような実効ある措置を講じることとされているが、農地利用の監視など農業委員会が果たす役割が大きく位置づけられている。

自給力向上の基盤である農用地の総量確保とその有効利用、遊休農地の解消、水田等農用地のフル活用、担い手への農地の利用集積促進に、関係機関一体となって取り組むことが必要となっている。

(4) 担い手・人材確保対策と経営安定対策の強化

本県の農業を担う基幹的農業従事者の68%が60歳以上であり、40歳未満はわずか6.8%に過ぎない。農業に意欲と誇りを持った担い手・人材の確保と育成を急ぐことが重要課題となっており、青年の農業法人等への就職（研修・雇用）や農業経営者としての自立を支援する対策の強力な推進が求められている。

また、認定農業者など担い手の経営者能力（生産技術、経営管理、マーケティング等）の向上、法人化の促進を図るとともに、農業の収益性の改善と所得確保・経営安定対策を拡充・強化することが必要となっている。

(5) 農政の普及浸透と推進体制の再構築

近年の市町村合併や地方分権、税源移譲など行財政改革、地方財政の逼迫などにより、農政の推進体制の弱体化が懸念されている。また、合併後の市町村では農政関係職員や予算が削減されるなど農政推進が後退し、農業者・農村部への配慮が十分行き届かなくなるのではないかと懸念も生まれてきている。

このため、農業・農村振興における国と地方自治体の役割分担の明確化、国の農業予算の活用と地方自治体での農業予算の確保、関係機関・団体との役割分担と連携協力、農業委員会系統組織の位置づけの明確化を図り、地域・農業者への農政の普及浸透と推進の体制を再構築することが急務となっている。

2 事業推進の重点方針

農政及び組織をめぐる情勢と課題を踏まえ、平成21年度においては、農業委員会系統組織・活動の強化を図るとともに関係団体との連携を深めつつ、「新・農地と担い手を守り活かす運動」を強力に進めるものとする。

(1) 農業者・地域の声を反映させる農政活動の推進と国民の理解の促進

食料自給力・自給率の向上をめざす新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた検討に合わせ、農業者・地域の声を十分に反映させるため、組織内外での検討に取り組み、地域の実情に即した「基本計画」となるよう所要の対策を講じる。

とりわけ、農産物価格の安定を含めた農業の収益性の改善と農業所得の拡充確保対策など、農業者が意欲と誇りを持って農業に勤しめる環境づくりに全力をあげ、疲弊する地方と農業の再生を図るとともに、国民の食に対する期待に応える食料・農業・農村政策を確立する。

また、わが国農業の持続的発展と食料自給率の向上に支障を及ぼさない公正・公平な農産物貿易ルールを確立するため、関係団体と連携し対策を講じるとともに、食料・農業・農村に対する国民の理解を促進する。

(2) 農用地の確保と利用集積、遊休農地解消など農地対策の強化

農地制度の改革については、貸借の規制緩和が認定農業者など地域の担い手の育成や農地利用に支障を来すことがないように万全の措置を求めるとともに、農村現場の不安を払拭するため、将来とも所有権取得の規制緩和にまで及ぶことのないよう万全の対策を講じる。

2年度目を迎える「新・農地と担い手を守り活かす運動」を推進する中で、農地制度の適正執行と農地利用の監視及び是正指導を強化し、農用地の総量確保と有効利用に全力をあげて取り組む。

とりわけ、農地法等により農業委員会に付与された権能・役割について周知徹底するとともに、農業委員会の機能が十全に発揮され期待に応えられるよう体制づくりと予算確保の対策を講じる。

また、遊休農地の発生防止と解消、農用地の利用調整と担い手への利用集積、農地情報の整備など系統組織の農地対策を強化する。

(3) 担い手・人材の確保・養成と経営支援対策の推進

愛知県担い手育成総合支援協議会の構成機関及び団体と一体となり、認定農業者等担い手に対する情報提供や研修の実施、利子助成事業など経営支援対策に取り組む。

また、新規就農促進、農業法人における研修・雇用の促進など農業の担い手・人材の確保・養成対策に取り組む。

(4) 情報の受発信活動の強化

農業・農村現場への農政情報の普及浸透と相互の情報交流を図るとともに、農業者・地域の声を結集し農政に反映させるため、系統組織における情報の受発信活動を強化する。「全国農業新聞」及び「全国農業図書」の普及活用をはじめ、「農業委員会だより」やインターネットを活用した情報の受発信を強化する。

なお、情報発信は農業者にとどまらず地域住民、都市住民、消費者、国民各層に向けたものに拡大するよう努める。

(5) 組織活動の検証と強化及び関係団体との連携

農地・担い手対策を中心とした農業振興と農政推進、農地制度に果たす農業委員会系統組織の役割・機能について、県、市町村の各段階において明確に位置づける対策を強化し、活動予算の確保及び体制づくりを進めるとともに、行政並びに関係団体の理解と協力を得る。

また、農業委員会活動に関する計画を明確にするとともに、計画遂行の点検・評価とこれに基づく次年度の目標と達成に向けた活動計画の策定を推進する。

第2 事業の内容

1 会議の開催

農業、農政に関する意見の公表、行政庁への建議又はその諮問に応じたの答申並びに諸事業の効果的な推進を図るため、次の諸会議を開催する。

- (1) 総 会
- (2) 常任会議員会議
- (3) 支部長会議
- (4) 参与会議
- (5) 農業委員会会長・事務局長会議
- (6) 賛助団体会議
- (7) その他業務執行に必要な諸会議の開催

2 法令に基づく所掌事務

- (1) 農地法第4条・第5条・第20条並びに第64条に定められた事項
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に定められた事項
- (3) 農業経営基盤強化促進法第5条第5項に定められた事項
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活用化のための基盤整備の促進に関する法律第8条第5項に定められた事項
- (5) 土地区画整理法第136条に定められた事項
- (6) その他法令に基づく事項

3 農政活動事業

食に対する国民の期待に応えるため、農地の確保と有効利用、利用集積、担い手確保・育成を目指して「新・農地と担い手を守り活かす運動」を強力に推進し、活力ある農業・農村の実現に向けての取り組みに資する。

(1) 農用地の確保と有効利用の促進

食料供給力の向上を図るため、農地の確保目標の設定や有効利用の促進対策に取り組む。

また、耕作放棄地全体調査により明らかになった要活用農地については、意欲有る担い手への利用集積を促進する。

(2) 認定農業者の確保・育成及び法人化等の促進

愛知県担い手育成総合支援協議会の構成機関及び団体との連携の下、認定農業者を始めとする担い手の確保・育成に努めるとともに、経営管理能力の向上等を支援する。

また、担い手の確保できない地域等においては集落営農の育成と組織活動の支援に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消対策の推進

農地パトロール、意向調査、相談会、戸別訪問等一連の取り組みで遊休農地の解消・活用計画の作成を支援する。

(4) 農業委員会系統組織予算の確保及び税制改正要望対策

担い手である認定農業者等の声を汲み上げ、現場に即した施策等の実現を図るため、政策提案から政府予算案の決定、実施要領の策定に至るまでの各段階において意見具申を行う。

(5) 農業者年金への加入推進

担い手支援対策として重要な役割を果たしている農業者年金制度について、JA系統組織、農業者年金基金と連携して普及・定着に取り組む。

(6) 都市農業確立対策

都市地域農業者の経営確立に向けた支援、市民農園及び農業体験農園の開設等を通じて、消費者・都市住民の参画を含めた都市農業対策の推進を図る。

(7) 農業委員会系統組織の活動強化と体制整備の推進

農地制度に果たす農業委員会系統組織の役割・機能について県、市町村の各段階において明確に位置づけるとともに活動予算の確保及び体制づくりの強化を図る。
また、農業委員会活動の検証・評価の取り組みを進める。

(8) 農の雇用事業の推進

雇用情勢の変化から農業に対する関心が深まる中、多様な農業の担い手を確保するため、農業法人等が行う雇用の初期段階における技術、経営ノウハウ等習得のための研修を支援する。

(9) 関係農業団体の活動に対する協力・協賛

賛助団体等が実施する農業技術の改良、品質・経営の向上に関する諸事業に協賛する。

(10) 「あぜみち通信」の発行及びその他必要な農政対策

市町村農業委員会との連携、農業者と農業委員会の連携を深めるため、ホームページ及び「あぜみち通信」を通じた情報の受発信を図るとともに、「全国農業新聞」及び「全国農業図書」の普及推進を図る。

4 系統補助事業

次の補助事業を実施し、農業者への啓発と構造政策の推進、農業農村の活性化に資する。

(1) 農地対策

ア 調査事業

農業者の利益を守り農業経営の改善に資するため、田畑売買価格調査・農業労賃等に関する調査を始め各種動態調査を行う。

イ 農地情報利用効率化対策事業

農業委員会において整備している農地基本台帳等の農地情報を有効で適正な管理・補正が行えるように台帳照合システム等電子化を支援するとともに、愛知県土地改良事業団体連合会が実施している水土里情報利活用促進事業において電子化を進めている農地地図情報等と農地基本台帳とのデータの結合を支援していく。

(2) 組織対策（農業委員会等活動強化対策事業）

農業委員会が地域に密着した主体的な活動を展開できるよう、農業委員会の委員及び事務局職員等への研修及び活動計画の策定等に向けて巡回支援等を実施する。

5 委託事業

(1) 農業者年金基金事業

年金制度の実務についての理解を深め、円滑な推進指導に資するため、市町村農業委員会職員を対象として担当者会議・研修会等を開催する。

また、農業者年金総合指導員を置き、農業委員会等が行う年金加入者・加入予定者・待期者・受給者等に対する相談会・説明会への指導協力を行うとともに、主として被保険者・受給者等を対象に農業者年金に関する相談に対応する。

なお、昨年に引き続き加入推進部長を設置し、加入促進活動に対する支援・協力を行う。

(2) 就農促進サポート事業

意欲ある農業者を確保するため、「新規就農相談センター」として就農相談の実施及び就農関連情報の収集、就農希望者のニーズや市町村等の新規就農者受入体制等の把握のための調査を、財団法人愛知県農業振興基金から委託を受け実施する。

また、農業法人への就農希望及び法人の求人のニーズに対応するため、平成17年6月1日付けで厚生労働大臣から認可を得た無料職業紹介業務を実施する。

(3) 全国農業会議所委託事業

ア 就農情報等調査事業

全国農業会議所が実施する就農情報収集整理活動に必要な情報を収集・提供するとともに、就農・就業に係る課題等について市町村・農業法人等の現地調査を実施する。

イ 農の雇用事業（新規）

全国農業会議所が実施する農の雇用事業に必要な情報を収集・提供するとともに、研修事業を実施する農業法人等の指導・支援及び現地調査等を実施する。

6 関連事務局の設置

(1) 愛知県担い手育成総合支援協議会

平成17年4月に愛知県、愛知県農業協同組合中央会、愛知県農業会議等を構成員として設立された愛知県担い手育成総合支援協議会において、認定農業者等担い手の育成目標の明示とその達成に向けた活動計画等を内容とするアクションプログラムの作成、担い手を支援するための研修会や経営相談会の開催、法人化支援、農地の利用調整活動、担い手の組織化支援などを行う担い手育成・確保総合支援事業等を実施し、認定農業者等へのトータルサポートを行う。

(2) 愛知県農業委員会事務研究会

農業委員会系統組織職員の資質の向上及び委員会事務の効率的な執行を図るため、研修及び事務効率化対策を実施する。

(3) 愛知県農家花嫁花婿対策連絡協議会

農業後継者の育成確保を図るため、農業委員会系統組織及びJA系統組織等との連携により、農業後継者の配偶者対策の円滑な推進に資する。

(4) 愛知県稲作経営者会議

本県の水田農業の発展を目指して積極的な活動を行う、大規模稲作経営者の販売戦略構築、コスト低減対策等の推進及び会員相互の連携強化を支援する。

7 協力提携

農業・農業者の利益代表機関として、農業委員会等に関する法律に位置づけられている組織としての機能を果たすため、行政機関及び農業団体等との連携協力を図りながら諸事業を推進する。